

## I インフルエンザ等の感染の防止について

例年、冬季は学内外をはじめ国内でインフルエンザが流行し、感染の拡大が危惧されています。各家庭でインフルエンザに備えて、手洗い・うがいを励行し、睡眠は十分とって、健康管理に留意して過ごしてください。

なお、学校としてはインフルエンザにつきまして、以下の通り対応いたします。

- 1 (生徒本人が) インフルエンザ又はインフルエンザ様疾患と診断された場合は、  
登校せずに、発症日(体調不良や発熱などの症状が出た日)等、クラス、氏名等を学校に連絡してください。なお、**再び登校する際には、医師の治癒証明書を必ず持たせてください。**
- 2 (家族の一人が) インフルエンザと診断された場合は、  
生徒本人にインフルエンザ様症状が見られなければ通常通り登校することができます。

### 3 学校としての対応

#### ① インフルエンザ又はインフルエンザ様症状があると診断された場合

- ・インフルエンザ様症状があり、医療機関でインフルエンザと診断された場合は、クラス在籍者の数の10~20%程度(3~8人)を目安として、学級閉鎖とします。
- ・学級閉鎖期間は、3~8人目の生徒がインフルエンザ又はインフルエンザ様症状があると確認された日を1日目と数え、5日間を目安とします。
- ・同一学年で2学級以上に感染が拡大した場合、原則として学年閉鎖を行います。さらに、感染が拡大した場合、校医・保健所等と相談の上、学校閉鎖とします。

#### ② 期末考査等への対応

- ・試験範囲は、不利にならないように配慮します。
- ・追試をおこないます。
- ・場合によっては、該当の学年の成績処理が遅れる場合もあります。ご了承ください。

### 4 連絡方法

JOIN 又はフェアキャスト (fair cast) にて連絡いたします。

### 5 他の学校において予防すべき伝染病

インフルエンザに限らず、他の学校において予防すべき伝染病についても上記の対応に準じます。以下に出席停止となる学校において予防すべき伝染病を掲載します。

学校において予防すべき伝染病と出席停止期間		
	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスによ	治癒するまで ※左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第1種の感染症とみなします。

	るものに限る)、鳥インフルエンザ病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る)	
第 2 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹 (3 日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状消退後 2 日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、※その他の感染症	<p>病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで</p> <p>※その他の感染症とは学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学院長が学校医の意見を聞き、第 3 種の感染症として措置をとることができる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、判断する必要があります。以下に、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例を挙げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●溶連菌感染症</li> <li>●ウイルス性肝炎</li> <li>●手足口病</li> <li>●マイコプラズマ感染症</li> <li>●伝染性紅斑</li> <li>●流行性嘔吐下痢症</li> </ul>

## 6 その他

文部科学省、厚生労働省及び神奈川県 の指針の変更に伴い、随時変更します。その際には、ホームページ上でお知らせいたします。

## II 「暴風」「大雨と洪水 (両方)」「大雪」警報のいずれかが、伊勢原市に発令された場合 ※警報が広域にわたる場合は、神奈川県全域又は神奈川県西部全域と発表されることがあります。

### 1 6:00 の時点で発令されている場合

#### 自宅待機

#### ① 8:00 の時点で解除されない場合

→ 休校とします

#### ② 8:00 の時点で解除されていた場合

→ 10:20 までに安全に注意して登校してください。

10:40 より短縮授業 (平日 1~6 校時・土曜 1~4 校時) を行います。

その場合の朝スクールバス時刻は以下の通りです。(通常の2時間遅れ)

愛甲 SB=9:45~10:15

平塚 SB=9:25、9:30、9:35、9:40、9:45 (2016年4月1日追加)

短縮授業の臨時時程は以下の通り

【月～金曜】

時限	時程
登校	~10:20
登校確認	10:35
1時限	10:40~11:20 (40分)
2時限	11:30~12:10 (40分)
3時限	12:20~13:00 (40分)
会食	13:05~13:20 (15分)
4時限	13:30~14:10 (40分)
5時限	14:20~15:00 (40分)
6時限	15:10~15:50 (40分)
SHR	15:55~16:00 (5分)
清掃	なし
部活・講座	16:10~
SB	16:15 16:45 17:45 (18:30)
最終下校	17:45 (18:30)

【土曜】

時限	時程
登校	~10:20
登校確認	10:35
1時限	10:40~11:20 (40分)
2時限	11:30~12:10 (40分)
会食	12:15~12:30 (15分)
3時限	12:40~13:20 (40分)
4時限	13:30~14:10 (40分)
SHR	14:15~14:25 (10分)
部活・講座	14:45~
SB	14:45 17:00
最終下校	17:00

注1) 土曜平常時の下校時間(13:30)を越えて行う4時限目の授業に当初から参加できない事情がある場合には、その内容により公欠の扱いをする場合がある。

2 上記Ⅱに該当しない場合でも、それに相応すると判断した時は、休校等の処置を講ずることがあります。

3 登校途中で発令された場合

状況を判断して、安全に注意して帰宅してください。

4 学校にいる時に発令された場合

交通機関の運行状況、安全等を判断して、下校させます。

5 連絡方法

JOIN 又はフェアキャスト (fair cast) にて連絡いたします。

\* 自宅のある市町村に「暴風」「大雨と洪水(両方)」「大雪」警報が出ている場合は、保護者の判断で登校を見合わせ自宅待機させてください。公欠扱いとします。その際は必ず学校へ連絡してください。(警報情報につ

いては、気象庁の発表に基づいて判断してください。)